



制及び食鳥検査に関する法律施行令(平成三年政令第五十二号)第二十一条第一号の規定に基づき告示する。

令和四年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 講習会の実施者の名称及び主たる事務所の所在地

公益社団法人日本食品衛生協会

渋谷区神宮前二丁目六番一号

全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会

台東区下谷二丁目一番十号

一般社団法人日本食鳥協会

千代田区岩本町二丁目九番七号

二 講習会の実施期間

令和四年十二月一日から令和五年一月三十一日まで

三 登録年月日

令和四年九月五日

●東京都告示第千二百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年九月二十七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 大島循環

二 変更の区間 大島町泉津字不重二百二十四番一地内から同町泉津字木出場二百七十九番一地内

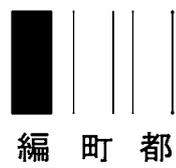
まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

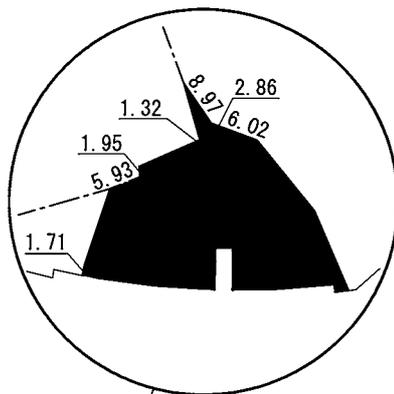
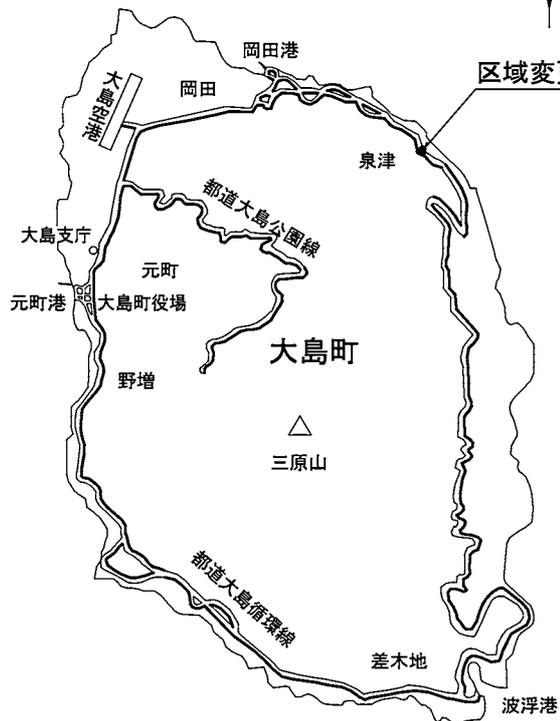
別図

都道大島循環線区域変更略図  
大島町泉津地内

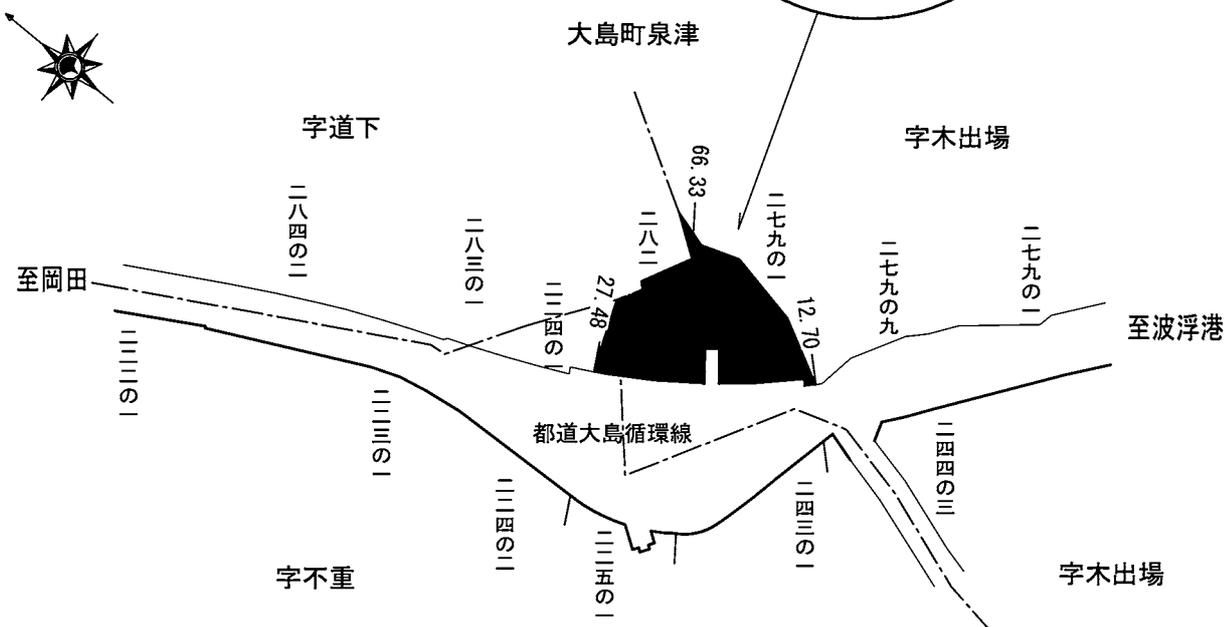
編入区域	都道
延長	五・二二メートル
面積	九九・六五平方メートル



区域変更箇所



大島町泉津



規程(交)

●交通局規程第五十四号

東京都電車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年九月二十七日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都電車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程

東京都電車モバイルIC端末取扱規程(令和二年交通局規程第二十一号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の二項を加える。

3 旅客が株式会社バスモが定めるアプリケーションを用いてモバイルIC定期乗車券を利用する場合、旅客は、当局が旅客に代わって、当該モバイルIC定期乗車券に係る発行会社、券面情報の有無、有効区間、券種、有効期間、使用開始日、使用終了日、定期旅客運賃、継続の有無及び発行日の個人情報、会員規約に定める利用目的その他これと関連性を有する目的のために当該アプリケーションの開発会社及びその関係会社(以下「開発会社等」という。)に提供することあらかじめ同意するものとする。

4 当局は、前項の規定による開発会社等への個人情報の提供について、株式会社バスモに委託するものとする。

附則

この規程は、令和四年九月二十八日から施行する。

●交通局規程第五十五号

東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年九月二十七日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程(令和二年交通局規程第二十五号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の二項を加える。

3 旅客が株式会社バスモが定めるアプリケーションを用いてモバイルIC定期乗車券を利用する場合、旅客は、当局が旅客に代わって、当該モバイルIC定期乗車券に係る発行会社、券面情報の有無、有効区間、券種、有効期間、使用開始日、使用終了日、定期旅客運賃、継続の有無及び発行日の個人情報、会員規約に定める利用目的その他これと関連性を有する目的のために当該アプリケーションの開発会社及びその関係会社(以下「開発会社等」という。)に提供することあらかじめ同意するものとする。

4 当局は、前項の規定による開発会社等への個人情報の提供について、株式会社バスモに委託するものとする。

附則

この規程は、令和四年九月二十八日から施行する。

●交通局規程第五十六号

東京都地下高速電車モバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年九月二十七日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都地下高速電車モバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車モバイルIC乗車券取扱規程(令和二年交通局規程第二十八号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の二項を加える。

3 旅客が株式会社バスモが定めるアプリケーションを用いてモバイルIC定期乗車券を利用する場合、旅客は、当局が旅客に代わって、当該モバイルIC定期乗車券に係る発行会社、有効区間、乗車駅名称、降車駅名称、券種、有効期間、使用開始日、使用終了日、定期旅客運賃、継続の有無、経由、発行日、券番号等の個人情報、会員規約に定める利用目的その他これと関連性を有する目的のために当該アプリケーションの開発会社及びその関係会社(以下「開発会社等」という。)に提供することあらかじめ同意するものとする。

4 当局は、前項の規定による開発会社等への個人情報の提供について、株式会社バスモに委託するものとする。

附則

この規程は、令和四年九月二十八日から施行する。

●交通局規程第五十七号

東京都日暮里・舎人ライナーモバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年九月二十七日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都日暮里・舎人ライナーモバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナーモバイルIC乗車券取扱規程(令和二年交通局規程第二十九号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の二項を加える。

3 旅客が株式会社バスモが定めるアプリケーションを用いてモバイルIC定期乗車券を利用する場合、旅客は、当局が旅客に代わって、当該モバイルIC定期乗車券に係る発行会社、有効区間、乗車駅名称、降車駅名称、券種、有効期間、使用開始日、使用終了日、定期旅客運賃、継続の有無、経由、発行日、券番号等の個人情報、会員登録規約に定める利用目的その他これと関連性を有する目的のために当該アプリケーションの開発会社及びその関係会社(以下「開発会社等」という。)に提供することにあらかじめ同意するものとする。

4 当局は、前項の規定による開発会社等への個人情報の提供について、株式会社バスモに委託するものとする。

附則

この規程は、令和四年九月二十八日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十

年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人日本医療政策機構

二 代表者の氏名

黒川 清

三 主たる事務所の所在地

千代田区大手町一丁目九番二号

四 更新された認定の有効期間

令和三年九月一日から令和八年八月三十一日まで

一 名称

特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会

二 代表者の氏名

鶴尾 雅隆

三 主たる事務所の所在地

港区新橋五丁目七番十二号 ひのき屋ビル七階

四 更新された認定の有効期間

令和三年十二月二十日から令和八年十二月十九日まで

一 名称

特定非営利活動法人おやじ日本

二 代表者の氏名

竹花 豊

三 主たる事務所の所在地

渋谷区道玄坂一丁目二番三号 渋谷フクラス十七階

四 更新された認定の有効期間

令和四年四月五日から令和九年四月四日まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年九月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

府中市美好町三丁目十二番十 日野市東豊田一丁目十七番三及び同番十四の各一部 地の一

特定非営利活動法人百々の木 理事 福永 義明

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第六十六条第一項の規定に基づき、妙見島混合所新規破砕処理施設設置事業について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和四年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 世紀東急工業株式会社

<p>代表取締役 平 喜一 港区三田三丁目十三番十六号</p> <p>二 対象事業の名称 妙見島混合所新規破砕処理施設設置事業</p> <p>三 工事着手の予定年月日 令和四年九月二十八日</p> <p>四 工事完了の予定年月日 令和六年九月三十日</p> <p>五 届出日 令和四年九月九日</p>	<p>二 店舗所在地 港区麻布台一丁目千番一ほか</p> <p>三 設置者名 虎ノ門・麻布台地区市街地再開発組合</p> <p>四 設置者住所 港区麻布台一丁目七番三号</p> <p>五 小売業を行う者の氏名又は名称 未定</p> <p>六 新設をする日 令和五年七月一日</p> <p>七 店舗面積の合計 一万九千平方メートル</p> <p>八 駐車場の位置及び収容台数 A街区地下四階ほか 二百四台</p> <p>九 駐輪場の位置及び収容台数 C一街区地下一階ほか 五百二十台</p> <p>十 荷さばき施設の位置及び面積 A街区地下三階ほか 七百三十二平方メートル</p> <p>十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 A街区地下三階ほか 九十三・九八立方メートル</p> <p>十二 小売業を行う者の閉店時刻及び 二十四時間営業ほか</p> <p>十三 来客が駐車場を利用することができる時間帯 二十四時間</p> <p>十四 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二箇所 C一二街区南東側ほか</p> <p>十五 荷さばき施設において荷さばきを行うことがで きる時間帯 二十四時間ほか</p> <p>十六 届出日 令和四年九月九日</p> <p>十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一 号)</p>	<p>十八 縦覧期間 令和四年九月二十七日から令和五年一月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年九月二十七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一 号)に到着するよう提出してください。 令和四年九月二十七日</p> <p>一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子 RTISAN</p> <p>二 店舗所在地 台東区上野五丁目二十七番一ほか 株式会社ジェイアール東日本都市開発</p> <p>三 設置者名</p>
<p>一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子 (仮称)虎ノ門・麻布台地区計画</p>		

<p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号</p> <p>五 変更前の店舗名 2k540</p> <p>六 変更後の店舗名 2k540 AKIIOKA A RTISAN</p> <p>七 変更前の設置者の代表者名 出口 秀巳</p> <p>八 変更後の設置者の代表者名 根本 英紀</p> <p>九 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ジェイアール東日本都市開発ほか四十四名</p> <p>十 変更後の小売業者の氏名又は名称 河原崎 譲ほか四十一名</p> <p>十一 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社三香堂ほか六名</p> <p>十二 変更前の小売業者の住所 足立区千住橋戸町六十番地(有限会社三香堂)ほか</p> <p>十三 変更後の小売業者の住所 台東区上野五丁目九番六号(株式会社三香堂)ほか</p> <p>十四 変更前の小売業者の代表者名 柳堀 忠男(有限会社三香堂)ほか</p> <p>十五 変更後の小売業者の代表者名 茶原 克之(株式会社三香堂)ほか</p> <p>十六 変更日 令和四年八月三十日ほか</p> <p>十七 届出日 令和四年九月七日</p> <p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十九 縦覧期間 令和四年九月二十七日から令和五年一月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	
<p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>一 店舗名 八王子オクトーレ</p> <p>二 店舗所在地 八王子市旭町九番一号</p> <p>三 設置者名 株式会社リオ・モールマネジメント</p> <p>四 設置者住所 千代田区永田町二丁目十二番四号</p> <p>五 変更前の店舗名 八王子東急スクエア</p> <p>六 変更後の店舗名 八王子オクトーレ</p> <p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 有限会社栗原薬局ほか五十七名</p> <p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 パリュエンスジャパン株式会社ほか二十八名</p> <p>九 変更日 令和四年三月一日ほか</p> <p>十 届出日 令和四年八月二十三日</p> <p>十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十二 縦覧期間 令和四年九月二十七日から令和五年一月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 (仮称) フォルテ八王子</p> <p>二 店舗所在地 八王子市檜原町千四百六十三番地の一ほか</p>
<p>三 設置者名 株式会社ベルク</p> <p>四 設置者住所 埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番</p> <p>五 変更前の店舗名 不二ハウスビル</p> <p>六 変更後の店舗名 (仮称) フォルテ八王子</p> <p>七 変更前の店舗所在地 八王子市檜原町千四百六十三番地の一</p> <p>八 変更後の店舗所在地 八王子市檜原町千四百六十三番地の一ほか</p> <p>九 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ダイエーほか十五名</p> <p>十 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ベルクほか未定</p> <p>十一 変更日 令和三年十月二十九日ほか</p> <p>十二 届出日 令和四年九月二日</p> <p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十四 縦覧期間 令和四年九月二十七日から令和五年一月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において</p>

準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年九月二十七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和四年九月二十七日

東京都知事 小池百合子

- 一 店舗名 (仮称) フォルテ八王子
- 二 店舗所在地 八王子市檜原町千四百六十三番地の一ほか
- 三 設置者名 株式会社ベルク
- 四 設置者住所 埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番
- 五 変更前の店舗面積の合計 八千八百十五平方メートル
- 六 変更後の店舗面積の合計 六千三百三十一平方メートル
- 七 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 三百三十八台
- 八 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 三百三十八台
- 九 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗東側 百四十台
- 十 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗北東側 百五十九台
- 十一 変更前の荷さばき施設の位置及び収容台数 店舗西側 二百三十五平方メートル

- 十二 変更後の荷さばき施設の位置及び面積 店舗南側ほか 百九十五平方メートル
- 十三 変更前の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗西側 二十二・七三立方メートル
- 十四 変更後の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 三十・六九立方メートル
- 十五 変更前の閉店時刻 午後十一時
- 十六 変更後の閉店時刻 午前零時
- 十七 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十一時三十分までほか
- 十八 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から翌午前零時三十分までほか
- 十九 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 四箇所 店舗北側ほか
- 二十 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 三箇所 店舗南側ほか
- 二十一 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで
- 二十二 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時までほか

- 二十三 変更日 令和五年五月三日
- 二十四 届出日 令和四年九月二日
- 二十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 二十六 縦覧期間 令和四年九月二十七日から令和五年一月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 二十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001  
 定価 一箇月 六、六〇〇円

印刷所 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

